

各位



平成 21 年 5 月 12 日

## 株式会社 **ヨロズ**

横浜市港北区樽町三丁目7番60号  
代表取締役社長 佐藤 和己  
(コード番号 7294 東証 市場第一部)  
問合せ先 執行役員財務部長 佐草 彰  
(TEL. 045-543-6802)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 16 日開催予定の第 64 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

株券等の電子化に伴い定款変更を行う他、次の理由により変更するものであります。

- (1)平成 20 年 6 月に代表取締役の異動を実施いたしましたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2)当社の「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」に定める大規模買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことを株主総会で決定することができる旨定款に定めるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	削除
<u>第 9 条 (条文省略)</u>	<u>第 8 条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</u>
(株主名簿管理人) <u>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>	(株主名簿管理人) <u>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務</u>は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(基準日)  第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)  第12条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による</p> <p>第13条～第15条  (条文省略)</p>	<p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き<u>その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>(基準日)  第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)  第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び<u>手数料、株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による</p> <p>第12条～第14条  (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第16条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる。</p> <p>第17条～第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役社長は、当社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議により、取締役社長に加えて他の取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第15条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項を決議するほか、当会社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。)の大規模買付行為への対応方針を決議することができる</p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる</u></p> <p>第16条～第22条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議をもって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し<u>取締役会長及び取締役社長</u>の諮問に応じるものとする</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第30条～第55条 (条文省略)</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第29条～第54条 (条数繰上げ、条文は現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規程は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 16 日

定款変更の効力発生予定日

平成 21 年 6 月 16 日

以上